

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	国民健康保険税の賦課徴収に関する事務 基礎項目評価書 【令和7年9月1日 廃止】

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

稲美町は、国民健康保険税の賦課徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

稲美町長

公表日

令和8年2月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険税の賦課徴収に関する事務
②事務の概要	稲美町では、地方税法(昭和25年法律第226号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の「国民健康保険税関係事務」「収納管理関係事務」「証明発行関係事務」を行う。 【国民健康保険税関係事務】 資格届出書、申告書等の課税資料に基づく課税計算 国民健康保険税の課税に関する事務 国民健康保険税の徴収に関する事務 【収納管理関係事務】 収納及び課税の状況による収納管理事務 滞納者情報による督促状送付等の滞納管理事務 【証明発行関係事務】 課税証明書、納税証明書等の発行事務
③システムの名称	税務システム 団体内統合利用番号連携サーバー 中間サーバー 審査システム(eLTAX) 国税連携システム(eLTAX) 確定申告システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)国民健康保険税関係情報ファイル (2)収納管理関係情報ファイル (3)証明発行関係情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項 別表第24項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表 第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (情報照会の根拠) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表 48の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	経営政策部税務課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号675-1115 兵庫県加古郡稲美町国岡1丁目1番地 電話 079(492)-1212 代表 稲美町役場 経営政策部企画課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号675-1115 兵庫県加古郡稲美町国岡1丁目1番地 電話 079(492)-1212 代表 稲美町役場 経営政策部税務課
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年9月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年9月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[<input type="radio"/>]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<p>[<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/>]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
8. 人手を介在させる作業 [<input type="checkbox"/>] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<p>[<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/>]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。
9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<p>[<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/>]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている</p> <p>2) 十分に行っている</p> <p>3) 十分に行っていない</p>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</p> <p>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</p> <p>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</p> <p>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</p> <p>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</p> <p>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</p> <p>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</p> <p>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</p> <p>9) 従業員に対する教育・啓発</p>
当該対策は十分か【再掲】	<p>[<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/>]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	住基ネットシステムへのアクセスが可能な職員は生体認証とパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員を申請させることでアクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月15日	I-3	番号法第9条第1項 別表第一の16の項	<ul style="list-style-type: none"> 番号法第9条第1項 別表第一 第16項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条 	事後	
平成31年3月15日	I-4-②	<p>(別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)</p>	<p>(番号法別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(第1項、2項、3項、4項、6項、8項、9項、11項、16項、18項、23項、26項、27項、28項、29項、31項、34項、35項、37項、38項、39項、40項、42項、48項、54項、57項、58項、59項、61項、62項、63項、64項、65項、66項、67項、70項、71項、74項、80項、84項、85項の2、87項、91項、92項、94項、97項、101項、102項、103項、106項、107項、108項、113項、114項、115項、116項、117項、120項)</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第1条、2条、3条、4条、6条、7条、8条、10条、12条、13条、19条、20条、21条、22条、22条の3、22条の4、23条、24条、24条の2、24条の3、25条、26条の3、28条、31条、31条の2、31条の3、32条、33条、34条、35条、36条、37条、38条、39条、40条、43条、43条の3、43条の4、44条、44条の2、45条、47条、49条、49条の2、50条、51条、53条、54条、55条、58条、59条、59条の2) 	事後	
平成31年3月15日	I-4-②	<p>(別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項)</p>	<p>(番号法別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二の第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27項、28項、29項)</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第27条) 	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月15日	I-5-②	経営政策部税務課長 遠藤 孝明	課長	事後	様式変更
平成31年3月15日	II-1	平成27年8月1日時点	平成31年3月1日時点	事後	
平成31年3月15日	II-2	平成27年8月1日時点	平成31年3月1日時点	事後	
令和2年3月16日	I-4-②	<p>(番号法別表第二における情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(第1項、2項、3項、4項、6項、8項、9項、11項、16項、18項、23項、26項、27項、28項、29項、31項、34項、35項、37項、38項、39項、40項、42項、48項、54項、57項、58項、59項、61項、62項、63項、64項、65項、66項、67項、70項、71項、74項、80項、84項、85項の2、87項、91項、92項、94項、97項、101項、102項、103項、106項、107項、108項、113項、114項、115項、116項、117項、120項)</p> <p>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第1条、2条、3条、4条、6条、7条、8条、10条、12条、13条、19条、20条、21条、22条、22条の3、22条の4、23条、24条、24条の2、24条の3、25条、26条の3、28条、31条、31条の2、31条の3、32条、33条、34条、35条、36条、37条、38条、39条、40条、43条、43条の3、43条の4、44条、44条の2、45条、47条、49条、49条の2、50条、51条、53条、54条、55条、58条、59条、59条の2)</p> <p>(番号法別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二の第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27項、28項、29項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第27条)</p>	<p>(番号法別表第二における情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(第1項、2項、3項、4項、6項、8項、9項、11項、15項、18項、20項、23項、26項、27項、28項、29項、31項、34項、35項、37項、38項、39項、40項、42項、48項、53項、54項、57項、58項、59項、61項、62項、63項、64項、65項、66項、67項、70項、71項、74項、80項、84項、85項の2、87項、91項、92項、94項、97項、101項、102項、106項、107項、108項、113項、114項、115項、116項、117項、120項)</p> <p>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第1条、2条、3条、4条、6条、7条、8条、10条、11条の2、13条、14条、19条、20条、21条、22条、22条の3、22条の4、23条、24条、24条の2、24条の3、25条、26条の3、27条、28条、31条、31条の2、31条の3、32条、33条、34条、35条、36条、37条、38条、39条、40条、43条、43条の3、43条の4、44条、44条の2、45条、47条、49条、49条の2、50条、53条、54条、55条、58条、59条、59条の2、59条の3)</p> <p>(番号法別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二の第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第20条)</p>	事後	
令和2年3月16日	II-1	平成31年3月1日時点	令和2年3月1日時点	事後	
令和2年3月16日	II-2	平成31年3月1日時点	令和2年3月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月1日	Ⅱ-1	[1万人以上10万人未満] 令和2年3月1日時点	[1,000人以上1万人未満] 令和2年9月1日時点	事後	再評価実施による
令和2年9月1日	Ⅱ-2	令和2年3月1日時点	令和2年9月1日時点	事後	再評価実施による
令和3年9月7日	I-4-②	(番号法別表第二における情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(第1項、2項、3項、4項、6項、8項、9項、11項、15項、18項、20項、23項、26項、27項、28項、29項、31項、34項、35項、37項、38項、39項、40項、42項、48項、53項、54項、57項、58項、59項、61項、62項、63項、64項、65項、66項、67項、70項、71項、74項、80項、84項、85項の2、87項、91項、92項、94項、97項、101項、102項、106項、107項、108項、113項、114項、115項、116項、117項、120項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第1条、2条、3条、4条、6条、7条、8条、10条、11条の2、13条、14条、19条、20条、21条、22条、22条の3、22条の4、23条、24条、24条の2、24条の3、25条、26条の3、27条、28条、31条、31条の2、31条の3、32条、33条、34条、35条、36条、37条、38条、39条、40条、43条、43条の3、43条の4、44条、44条の2、45条、47条、49条、49条の2、50条、53条、54条、55条、58条、59条、59条の2、59条の3) (番号法別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二の第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第20条)	(番号法別表第二における情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(第1項、2項、3項、4項、6項、8項、9項、11項、15項、18項、20項、23項、26項、27項、28項、29項、31項、34項、35項、37項、38項、39項、40項、42項、48項、53項、54項、57項、58項、59項、61項、62項、63項、64項、65項、66項、67項、70項、71項、74項、80項、84項、85項の2、87項、91項、92項、94項、97項、101項、102項、106項、107項、108項、113項、114項、115項、116項、117項、120項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第1条、2条、3条、4条、6条、7条、8条、10条、11条の2、13条、14条、19条、20条、21条、22条、22条の3、22条の4、23条、24条、24条の2、24条の3、25条、26条の3、27条、28条、31条、31条の2、31条の3、32条、33条、34条、35条、36条、37条、38条、39条、40条、43条、43条の3、43条の4、44条、44条の2、45条、47条、49条、49条の2、50条、53条、54条、55条、58条、59条、59条の2、59条の3) (番号法別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二の第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第20条)	事後	法改正に伴う変更
令和3年9月7日	Ⅱ-1	令和2年9月1日時点	令和3年9月1日時点	事後	
令和3年9月7日	Ⅱ-2	令和2年9月1日時点	令和3年9月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年2月27日	I-4-②	<p>(番号法別表第二における情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(第1項、2項、3項、4項、6項、8項、9項、11項、15項、18項、20項、23項、26項、27項、28項、29項、31項、34項、35項、37項、38項、39項、40項、42項、48項、53項、54項、57項、58項、59項、61項、62項、63項、64項、65項、66項、67項、70項、71項、74項、80項、84項、85項の2、87項、91項、92項、94項、97項、101項、102項、106項、107項、108項、113項、114項、115項、116項、117項、120項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第1条、2条、3条、4条、6条、7条、8条、10条、11条の2、13条、14条、19条、20条、21条、22条、22条の3、22条の4、23条、24条、24条の2、24条の3、25条、26条の3、27条、28条、31条、31条の2、31条の3、32条、33条、34条、35条、36条、37条、38条、39条、40条、43条、43条の3、43条の4、44条、44条の2、45条、47条、49条、49条の2、50条、53条、54条、55条、58条、59条、59条の2、59条の3) <p>(番号法別表第二における情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二の第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第20条) 	<p>(情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表 第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 <p>(情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表 48の項 	事後	
令和8年2月27日	II-1	令和3年9月1日 時点	令和7年9月1日 時点	事後	
令和8年2月27日	II-2	令和3年9月1日 時点	令和7年9月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年2月27日	IV-8	-	<p>(リスクへの対策は十分か) 十分である</p> <p>(判断の根拠) マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。</p>	事後	
令和8年2月27日	IV-11	-	<p>(最も優先度が高いと考えられる対策) 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</p> <p>(当該対策は十分か) 十分である</p> <p>(判断の根拠) 住基ネットシステムへのアクセスが可能な職員は生体認証とパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員を申請させることでアクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>	事後	
令和8年2月27日	評価書名	国民健康保険税の賦課徴収に関する事務 基礎項目評価書	国民健康保険税の賦課徴収に関する事務 基礎項目評価書 【令和7年9月1日 廃止】	事後	評価書番号2 地方税の賦課徴収に関する事務(基礎項目評価書)に集約することによる廃止